2026年11月20日

各　位

会 社 名　　かどや製油株式会社
代表者名　　代表取締役社長　北川　淳一
（コード番号2612　東証スタンダード市場）
問合せ先　　常務執行役員 経営企画部長
兼 コーポレート本部長　佐藤　幹央
（TEL　03-6721-6957）

（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、当社が 2026 年９月 14 日に公表しました「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「９月 14 日付プレスリリース」といいます。）（当社が 2026 年９月 16 日付、同年 10 月 28 日付、同年 10 月 29 日付、同年 11 月６日付、同年 11 月９日付及び同年 11 月 11 日付で公表した各変更又は訂正のお知らせ（同年11月６日付のもの及び同年11月11日付のものを、それぞれ、以下「11 月６日付プレスリリース」及び「11 月 11 日付プレスリリース」といいます。）により変更又は訂正された事項を含みます。）について、三井物産株式会社（以下「三井物産」といいます。）から本公開買付け及び本Ｂ社再提案（以下に定義します。）に関する書面を受領し、これに対して本特別委員会が回答したこと、並びに本特別委員会がBest & Finalプロセス（以下に定義します。）の実施を要請したこと等を踏まえ、その記載内容に一部変更すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

11月11日付プレスリリースに記載のとおり、公開買付者は、2026年11月11日、本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を2,655円、本自己株式取得価格（９月14日付プレスリリースにおける定義と同じです。）を2,113円に変更しております。

その後、当社及び本特別委員会は、2026年11月13日付で、三井物産から、本公開買付け及び９月14日付プレスリリースに記載した当社への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社である候補者Ｂ（以下「Ｂ社」といいます。）より 2026 年 11 月２日付で受領した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｂ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化（以下「本取引（Ｂ社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）（以下「本Ｂ社再提案」といいます。）に関する同社（三井物産）の2026年11月13日時点における見解及び本特別委員会に対する要請を記載した書面（以下「11月13日付三井物産書面」といいます。）を受領いたしました。11月13日付三井物産書面において、三井物産は、(i) 当社株式に対する買収提案について、企業価値及び株主共同の利益の観点から実質的かつ公平に比較検討されるべきであるとの見解を示すとともに、(ii) 2026年11月13日時点において、三井物産としては、Ｂ社による提案が他の候補者による提案を上回る価格を提示し、その提案が法的拘束力、資金調達の確実性その他の取引実行に必要な条件を充足している限り、Ｂ社による提案を支持し、その保有する当社株式について当該提案に応じる意向を有している旨を表明しました。また、同書面において三井物産から、本特別委員会は、本Ｂ社再提案について、価格、実現可能性及び企業価値向上の可能性を実質的に評価し、当該評価を踏まえて本公開買付けに対する賛同意見その他の対応を再検討すること等の要請を受けました。これに対し、本特別委員会は、2026年11月18日付で、三井物産に対して、大要以下の内容の書面による回答をしました。(i) まず、Ｂ社による提案について、当社の企業価値向上に資するか否かという観点からの実質的な評価は既に実施しており、その結果、当社の企業価値の向上に資するものとは判断していない旨を改めて説明いたしました（なお、Ｂ社の提案について、当社の企業価値の向上に資するものとは判断していない旨は、11 月６日付プレスリリースにおいても開示のとおりです。）。その際、本特別委員会は、Ｂ社により提示された当社の企業価値向上施策やＢ社の既存事業と当社事業の親和性等に関する複数要素の評価を踏まえ、上記判断に至った理由についても、説明いたしました。また、(ii) ①2026 年 11 月２日の本Ｂ社再提案を受領した時点において、本Ｂ社再提案について、Ｂ社から受領した資金調達に関する追加資料等を含めて改めて検討し

たものの、公開買付価格を除く本質的な内容（企業価値向上に係る施策の内容を含む。）は従前のＢ社による提案と同質のものであることから、上記判断は変更されるものではなく、引き続きＢ社による提案が当社の企業価値向上に資するものとは判断しておらず、②それゆえ、Ｂ社の提案は、経済産業省の「企業買収における行動指針」にいう「望ましい買収」には該当せず、賛同の意を表明しかねる旨を説明いたしました。このように、当社及び本特別委員会は、三井物産に対して、本Ｂ社再提案が、本公開買付契約（当該契約の概要については、９月 14 日付プレスリリースの「（６）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）に定める「検討済他候補者関係者」による提案であり、同契約上の適格対抗提案（９月 14 日付プレスリリースの「（６）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）には該当しないことに加え、上記のような実質的な理由から、本Ｂ社再提案に応じることができない旨を説明しております。

また、当社及び本特別委員会は、11 月 13 日付三井物産書面の受領に先立つ 2026 年 10 月下旬頃から、当社の第３位株主である小澤物産株式会社（以下「小澤物産」といいます。）及び当社の第４位株主である小澤商事株式会社（以下「小澤商事」といいます。）の代表取締役であり当社の株主でもある小澤一彦氏（以下「小澤氏」といい、小澤物産及び小澤商事と合わせて「創業家株主」又は「不応募株主」といいます。）及びインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）による提案（すなわち公開買付者による提案）並びにＣ社による提案について、公開買付者及びＣ社の両候補者が互いの提案内容を踏まえて公開の場で逐次的に提案価格を引き上げ、その都度公開買付期間が延長されるという状況がこのまま継続した場合には、本取引をめぐる不確実な状況をいたずらに長期化させるのみならず、当社の事業運営その他の企業活動に多大な負担を強いることとなり、ひいては当社の企業価値を大きく毀損する事態を招きかねないものと懸念しておりました。斯かる状況に鑑み、本特別委員会は、上記のような事態を可能な限り回避しつつ、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を最大限確保する観点から、小澤氏及びインテグラル並びにＣ社に対し、それぞれが提示可能な最善かつ最終的な提案を提示する機会を同じタイミングで付与した上で、これらを比較・検討し、最終候補者を決定するプロセス（以下「Best & Final プロセス」といいます。）を実施することを検討するに至りました。本特別委員会としては、Best & Final プロセスは、単に本取引の早期終結のみを目的とするものではなく、競争入札形式の M&A 取引における一般的な実務も踏まえて、両候補者に対して最善かつ最終的な条件の提示を求めることによる一律の平等かつ公平な競争環境を設定することにより、逐次的かつ小幅な価格引上げが繰り返される場合と比較して、一般株主の皆様にとってより有利な条件の早期実現に資するものと考えております。このため、本特別委員会は、2026 年 11 月 13 日付で、小澤氏及びインテグラル並びにＣ社に対して Best & Final プロセスへの協力を要請するとともに、三菱商事及び三井物産に対しても、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保を最大限実現するという Best & Final プロセスの趣旨を説明した上で、同プロセスが実施された場合にはその実効性の確保に協力するよう要請いたしました。なお、Ｂ社については、(i) 上記のとおり、その提案が当社の企業価値向上に資するものとは判断していないこと、(ii) ９月 14 日付プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの公表前から継続して、同社に対してその提案に応じることができない旨を通知するとともに、秘密保持契約に基づくスタンドスティル義務（当該秘密保持契約の有効期間中、当社の賛同を得て実施する非公開化取引に関連して実施するものを除き、当社の株式その他有価証券の取得又は取得に向けた提案・協議等をしてはならない義務を指します。以下同じです。）の遵守及び秘密情報の返還又は廃棄を求めていること、及び(iii) 11 月６日付プレスリリースに記載のとおり、本Ｂ社再提案について、本公開買付契約に定める適格対抗提案には該当せず、本Ｂ社再提案に賛同する余地がなく、また、当社において、適格対抗提案の提出資格を有しないＢ社に対して非公開化取引の提案を求めることは本公開買付契約上禁止されていることから、Best & Final プロセスの対象とする候補者から除外しております。

その後、本特別委員会は、2026 年 11 月 18 日付で、小澤氏及びインテグラル、Ｃ社、三菱商事及び三井物産から、Best & Final プロセスへの協力要請に対する回答を書面にて受領いたしました。小澤氏及びインテグラルからは、一定の事項を前提として Best & Final プロセスの実施に賛同する旨の回答を受領した一方、Ｃ社からは、Best & Final プロセスは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から適切な方法とは言えないと考えている旨、三菱商事からは、2026 年 11 月 18 日時点では Best & Final プロセスへの賛同を表明することができないが、Best & Final プロセスへの協力を一律で拒むものではなく、一定の事項を前提として必要な協力を行う用意がある旨、三井物産からは、①Best & Final プロセスは、より高い価格の

提案がなされても三井物産がこれに応じないことを、提案内容が判明する前に約束するよう求め、三井物産を含む当社株主がより高い対価を受領する機会を事前に放棄させるものであり、2026 年 11 月 18 日時点において、Ｂ社から本公開買付価格を上回る提案がなされているにもかかわらず、Ｂ社を検討対象から除外したまま Best & Final プロセスを実施することは、株主共同の利益に資さない要請であること、②比較・評価の基準、最終候補者の決定方法が具体的に示されておらず、一般株主がより高い価格で売却する機会が、公平かつ公正な手続によって確保されているか疑問が残ると考えており、本Ｂ社再提案を比較検討の対象から事実上除外したまま行われる点において、Best & Final プロセスが公平かつ公正な手続きとはいいがたいことをもって、Best & Final プロセスへの協力要請には応じることができない旨の回答をそれぞれ受領いたしました。当社及び本特別委員会は、以上の各回答を踏まえ、2026 年 11 月 20 日時点において、Best & Final プロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識しております。

なお、本日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の 2026 年９月 14 日付の意見に変更はありません。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（２）意見の根拠及び理由

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

＜前略＞

つきましては、2026 年 11 月９日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

(変更後)

＜前略＞

つきましては、2026 年 11 月９日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

その後、当社及び本特別委員会は、2026 年 11 月 13 日付で、三井物産から、本公開買付け及び本Ｂ社再提案に関する同社の 2026 年 11 月 13 日時点における見解並びに本特別委員会に対する要請を記載した書面（以下「11 月 13 日付三井物産書面」といいます。）を受領いたしました。11 月 13 日付三井物産書面において、三井物産は、(i) 当社株式に対する買収提案について、企業価値及び株主共同の利益の観点から実質的かつ公平に比較検討されるべきであるとの見解を示すとともに、(ii) 2026 年 11 月 13 日時点において、三井物産としては、Ｂ社による提案が他候補者による提案を上回る価格を提示し、その提案が法的拘束力、資金調達の確実性その他の取引実行に必要な条件を充足している限りにおいて、Ｂ社による提案を支持し、その保有する当社株式について当該提案に応じる意向を有している旨を表明しました。また、同書面において三井物産から、本特別委員会は、本Ｂ社再提案について、価格、実現可能性及び企業価値向上の可能性を実質的に評価し、当該評価を踏まえて本公開買付けに対する賛同意見その他の対応を再検討すること等の要請を受けました。

11 月 13 日付三井物産書面を受け、本特別委員会は、2026 年 11 月 18 日付で三井物産に対して書面（以下「11 月 18 日付当社書面」といいます。）を送付し、11 月 13 日付三井物産書面における要請に対する回答を通知いたしました。11 月 18 日付当社書面において、本特別委員会は、(i) Ｂ社による提案について、当社の企業価値向上に資するか否かという観点からの実質的な評価は既に実施しており、そ

の結果、当社の企業価値の向上に資するものとは判断していない旨を改めて説明いたしました（なお、Ｂ社の提案について、当社の企業価値の向上に資するものとは判断していない旨は、11 月６日付プレスリリースにおいても開示のとおりです。）。その際、本特別委員会は、Ｂ社により提示された当社の企業価値向上施策やＢ社の既存事業と当社事業の親和性等に関する複数要素の評価を踏まえ上記判断に至った旨についても、説明しました。また、（ii）本Ｂ社再提案については、①2026 年 11 月２日の本Ｂ社再提案を受領した時点において、公開買付価格の引上げを株主が受け取る経済的利益の観点から重要な要素であると十分に認識し、Ｂ社から受領した資金調達に関する追加資料等も踏まえて改めて検討したものの、公開買付価格を除く本質的な内容（企業価値向上に係る施策の内容を含む。）は従前のＢ社による提案と同質のものであることから、上記判断は変更されるものではなく、引き続きＢ社による提案が当社の企業価値向上に資するものとは判断しておらず、②それゆえ、当社及び本特別委員会としては、本Ｂ社再提案が、経済産業省の「企業買収における行動指針」にいう「望ましい買収」には該当せず、賛同の意を表明しかねるとの従前の判断を変更するには至らなかった旨を説明いたしました。このように、当社及び本特別委員会は、三井物産に対して、本Ｂ社再提案が、本公開買付契約上の適格対抗提案には該当しないことに加え、上記のような実質的な理由から、Ｂ社再提案に応じることができない旨を説明しております。

他方、当社及び本特別委員会は、11 月 13 日付三井物産書面の受領に先立つ 2026 年 10 月下旬頃から、本公開買付け及び本Ｃ社提案の検討対象が小澤氏及びインテグラル（すなわち、公開買付者）による提案並びにＣ社による提案に絞られている状況の下、公開買付者及びＣ社の両候補者が互いの提案内容を踏まえて公開の場で逐次的に提案価格を引き上げ、その都度公開買付期間が延長されるという状況がこのまま継続した場合には、本取引をめぐる不確実な状況をいたずらに長期化させるのみならず、当社の事業運営その他の企業活動に多大な負担を強いることとなり、ひいては当社の企業価値を大きく毀損する事態を招きかねないものと懸念を有するに至りました。斯かる状況に鑑み、本特別委員会は、上記のような事態を可能な限り回避しつつ、株主共同の利益を最大限確保する観点から、両候補者に対し、その時点における最善かつ最終的な提案（以下「Best & Final オファー」といいます。）を提示する機会を同じタイミングで付与した上で、当社及び本特別委員会において両候補者の提案を比較・検討し、両候補者の中から最終候補者を決定するプロセス（以下「Best & Final プロセス」といいます。）を実施することを検討するに至りました。本特別委員会としては、Best & Final プロセスは、単に本取引の早期終結のみを目的とするものではなく、競争入札形式の M&A 取引における一般的な実務も踏まえて、両候補者に対して最善かつ最終的な条件の提示を求めることによる一律の平等かつ公平な競争環境を設定することにより、逐次的かつ小幅な価格引上げが繰り返される場合と比較して、一般株主の皆様にとってより有利な条件の早期実現に資するものと考えております。このため、本特別委員会は、2026 年 11 月 13 日付で、小澤氏及びインテグラル並びにＣ社に対して書面をそれぞれ送付し、Best & Final オファーの提出期限（以下「Best & Final オファー期限」といいます。）までにそれぞれが提示可能な最善かつ最終的な条件を提示するとともに、当該期限後は追加的な提案又は提案価格の引上げを行わないことについて協力を要請いたしました。なお、Ｂ社については、(i) 上記のとおり、その提案が当社の企業価値向上に資するものとは判断していないこと、(ii) ９月 14 日付プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの公表前から継続して、同社に対してその提案に応じることができない旨を通知するとともに、秘密保持契約に基づくスタンドスティル義務の遵守及び秘密情報の返還又は廃棄を求めていること、及び(iii) 11 月６日付プレスリリースに記載のとおり、本Ｂ社再提案について、本公開買付契約に定める「検討済他候補者関係者」による提案であり、同契約上の適格対抗提案には該当しないため、本Ｂ社再提案に賛同する余地がなく、また、当社において、適格対抗提案の提出資格を有しないＢ社に対して非公開化取引の提案を求めることは本公開買付契約上禁止されていることから、Best & Final プロセスの対象とする候補者から除外しております。また、小澤氏及びインテグラルに対しては、本公開買付契約に基づき、他の候補者から提案を受領した場合には、小澤氏及びインテグラルが、当該提案を踏まえて本公開買付けの条件を変更する権利を有していることを認識した上で、上記のとおり本取引に関する不確実な状況の更なる長期化を回避し、当社の事業運営その他の企業活動への影響を可能

な限り抑えつつ、両候補者から最善かつ最終的な提案を受領し、これらを比較・検討する機会を確保することで、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保を最大限実現するというBest & Finalプロセスの趣旨を踏まえ、本公開買付契約を適切に変更した上で、Best & Final プロセスに協力するよう要請いたしました。また、本特別委員会は、同日付で、三菱商事及び三井物産に対しても書面を送付し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保を最大限実現するというBest & Finalプロセスの趣旨を説明した上で、Best & Finalプロセスが実施された場合には、Best & Finalオファー期限の経過後は当該プロセスの結果を尊重し、同期限後に両候補者のいずれかから追加的な提案若しくは提案価格の引上げがなされた場合であっても、当該追加提案等に応じ、若しくはこれを支持し、又は当該追加提案等を前提として本取引に関する対応を変更しないこと、また、最終候補者が希望する場合には不応募契約その他の関連契約に係る協議に応じることについて協力を要請いたしました。

その後、本特別委員会は、2026年11月18日付で、小澤氏及びインテグラル、C社、三菱商事及び三井物産から、Best & Finalプロセスへの協力要請に対する下記の回答を書面にて受領いたしました。

I. 小澤氏及びインテグラル

一定の事項を前提としてBest & Finalプロセスの実施に賛同するとのことです。

II. 三菱商事

2026年11月18日時点ではBest & Finalプロセスへの賛同を表明することができないが、Best & Finalプロセスへの協力を一律で拒むものではなく、一定の事項を前提として必要な協力を行う用意があるとのことです。

III. C社

Best & Final プロセスは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から適切な方法とは言えないと考えているとのことです。具体的には、Best & Final プロセスにより最終的な候補者及び提案価格を決定するという方法は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から適切な方法とはいえないとのことです。また、現在も各大株主との間で、当社による承諾の範囲内において本取引に関する協議・交渉を継続し、これらの協議・交渉も踏まえて再提案の提出に向けた準備を進めていること、並びに、大株主がBest & Finalオファー期限後のより優れた提案にも応じないことを前提とするBest & Finalプロセスは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から適切な方法とはいえないだけでなく、その実施の前提を欠いており、実効的に実施することは不可能であると考えているとのことです。さらに、引き続き、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の最大化に資する提案の実現に向けて検討を進めるとのことです。

IV. 三井物産

Best & Final プロセスへの協力要請には応じることができないとのことです。具体的には、本特別委員会からのBest & Finalプロセスへの協力要請について、①Best & Finalプロセスは、より高い価格の提案がなされても三井物産がこれに応じないことを、提案内容が判明する前に約束するよう求め、三井物産を含む当社株主がより高い対価を受領する機会を事前に放棄させるものであり、2026年11月18日時点において、B社から本公開買付価格を上回る提案がなされているにもかかわらず、B社を検討対象から除外したままBest & Finalプロセスを実施することは、株主共同の利益に資さない要請であること、②比較・評価の基準、最終候補者の決定方法が具体的に示されておらず、一般株主がより高い価格で売却する機会が、公平かつ公正な手続によって確保されているか疑問が残ると考えており、本B社再提案を比較検討の対象から事実上除外したまま行われる点において、Best & Final プロセスが公平かつ公正な手続きとはいいがたいことから、いずれも応じることができないとのことです。他方、Best & Final プロセスの実施の有無にかかわらず、各候補者の最終的な提案を価格、実現可能性及び当社の企業価値向上への貢献の観点から総合的に検討し、判断するとの方針に変更はなく、本特別委員会においては、本B社再提案を含む全ての実現可能な提案について、真摯かつ実効的な比較検討を公平に行っていただきたいとのことです。

当社及び本特別委員会は、以上の各回答を踏まえ、2026年11月20日時点において、Best & Finalプロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識しております。今後の対応については、本取引をめぐる不確実な状況の長期化による当社の企業活動への負担、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保等の観点から、引き続き検討してまいります。

以上を踏まえ、2026年11月20日時点においても、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

以　上